

はじめに

千葉県では、東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬の再生・保全を目指し、平成16年1月22日に三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）からいただいた「三番瀬再生計画案」をもとに、千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。

基本的な方針においては、再生の長期目標として

- （１）生物多様性の回復
- （２）海と陸との連続性の回復
- （３）環境の持続性及び回復力の確保
- （４）漁場の生産力の回復
- （５）人と自然とのふれあいの確保

の5つの目標項目を定め、この目標の実現に向けて、4つの「再生に当たっての進め方」、12の「再生に向けて講ずべき施策」、2つの「再生の推進方法」を定めました。

また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）として取りまとめることとし、県以外が行う事業についても必要な協議・調整を行います。

基本計画

第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景

第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

第3節 再生に当たっての進め方

- 1 **科学的な知見**及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的**態度**及び**順応的管理**
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第5節 計画・交流区域

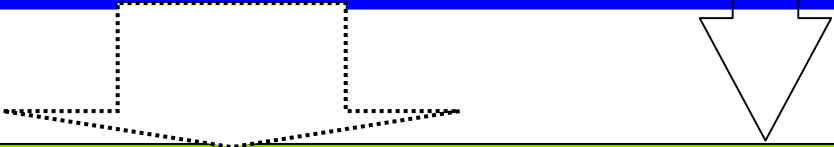
- 1 計画区域
- 2 交流区域

第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

- 第1節 干潟・浅海域
- 第2節 生態系・鳥類
- 第3節 漁業
- 第4節 水・底質環境
- 第5節 海と陸との連続性・護岸
- 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり
- 第7節 海や浜辺の利用
- 第8節 環境学習・教育
- 第9節 維持・管理
- 第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進
- 第11節 広報
- 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第3章 三番瀬の再生の推進方法

- 第1節 事業の進め方
- 第2節 推進体制



事業計画

1 干潟・浅海域	5 海と陸との連続性・護岸	9 維持・管理
2 生態系・鳥類	6 三番瀬を活かしたまちづくり	10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進
3 漁業	7 海や浜辺の利用	11 広報
4 水・底質環境	8 環境学習・教育	12 東京湾の再生につながる広域的な取組